

## 一級河川那賀川水系出島川改修工事（徳島県那賀郡那賀川町大字上福井字下ノ川地内から同県同郡同町大字上福井字橋本地内及び同県同郡同町大字北中島字東浦地内まで）及びこれに伴う附帯工事に関する事業認定理由

平成 15 年 10 月 8 日に徳島県より申請のあった一級河川那賀川水系出島川改修工事（徳島県那賀郡那賀川町大字上福井字下ノ川地内から同県同郡同町大字上福井字橋本地内及び同県同郡同町大字北中島字東浦地内まで）及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

### 1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち一級河川那賀川水系出島川改修工事（以下「本体工事」という。）は、土地収用法第3条第2号に掲げる河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体工事の一部である水路設置工事及び擁壁設置工事の施行のために一時的に必要となる用地の掘削並びに型枠設置の作業用地として一時的に必要とする土地を使用するものであり、本体工事に欠くことができないものであるから、同条第 35 号に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

### 2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、徳島県那賀郡那賀川町大字上福井字下ノ川（左岸及び右岸）地内から同県同郡同町大字上福井字橋本地内（左岸）及び同県同郡同町大字北中島字東浦地内（右岸）までの延長 1,140 m の区間（以下「本件区間」という。）の改修工事における一級河川那賀川水系出島川（以下「出島川」という。）の改修工事に係る事業であり、徳島県知事が施行するものである。

本件区間は、河川法第 9 条第 2 項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うものとされていることから、本件事業は、徳島県知事が施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

### 3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

#### (1) 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、出島川を対象として、那賀川水系工事实施基本計画（昭和 43 年 2 月建設大臣（現国土交通大臣）決定。昭和 63 年 3 月最終改正。以下「工事实施基本計画」という。）に沿って、年超過確率 1 / 30 の洪水に対応するため定め

られた計画高水流量について、本件区間のうち下流側の徳島県那賀郡那賀川町大字上福井字下ノ川（左岸及び右岸）地内から一般国道 55 号出島川新橋（以下「出島川新橋」という。）までの区間において  $55\text{m}^3/\text{秒}$ 、また、上流側の出島川新橋から同県同郡同町大字上福井字橋本地内（左岸）及び同県同郡同町大字北中島字東浦地内（右岸）までの区間において  $45\text{m}^3/\text{秒}$ を安全に流下させることを目的として実施される河道掘削工事及び護岸工事に係る事業である。

本件区間における出島川の河道及び河積の現況をみるに、縦断勾配が  $1 / 3,700$  と極めて緩く、未改修であることから河積も狭小なため現況流下能力は、本件区間の下流部が  $10\text{m}^3/\text{秒}$ 、上流部が  $2\text{m}^3/\text{秒}$ と計画高水流量を大きく下回っている状況にある。

出島川流域においては、台風及び集中豪雨により、洪水時には狭窄部からの溢水によって道路や住家の浸水、田畑の冠水による被害が度々発生しており、平成 11 年には、水害面積  $0.08\text{ha}$  及び被害家屋棟数 4 棟、昭和 51 年には、水害区域面積  $71.3\text{ha}$  及び被害家屋棟数 17 棟と甚大な被害を被る状況にある。

本件事業は、本件区間において河道掘削工事及び護岸工事を行うことにより、流下能力を増大させ、工事実施基本計画に基づく計画高水流量  $55\text{m}^3/\text{秒}$ 及び  $45\text{m}^3/\text{秒}$ を安全に流下させることを可能にする。

したがって、本件事業の施行により、浸水等の水害を防止することができ、流域住民の精神的不安の解消、財産の保全及び氾濫区域内における土地の有効利用の促進並びに道路交通の確保が図られる等公共の利益がもたらされることが認められる。

## (2) 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び徳島県環境影響評価条例（平成 12 年条例第 80 号）により、環境影響評価が義務付けられた事業に該当しないことから、環境影響評価は実施されていない。しかしながら、起業者が任意で確認したところ、いわゆる「レッドデータブック」（環境庁編集）及び「徳島県版レッドデータブック」で絶滅危惧種に指定されている動植物は確認されていない。また、出島川周辺には、徳島県の指定する埋蔵文化財包蔵地が存在するものの、本件起業地内においては確認されていない。

以上を勘案すれば、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 代替案の比較について

本件事業の事業計画は、徳島県那賀郡那賀川町大字上福井字下ノ川地内の起点より、出島川新橋までを概ね現河道沿いとし、出島川新橋上流部から現河道が歪に湾曲している区間については、現河道を極力利用しつつ、なめらかな曲線を挿入し、現河道をショートカットしながら同県同郡同町大字上福井字橋本地内（左岸）、同県同郡同町大字北中島字東浦地内（右岸）に至るルートであるが、代替案のルート比較はこの申請案のほか、

- ① 申請案の起点から出島川新橋までを概ね現河道沿いとし、出島川新橋上流部から申請案の終点を直線で結ぶ申請案中最短距離となるルート計画（最短ルート案）
- ② 申請案の起点から終点まで現河道沿いのルート計画（現河道沿いルート案）が考えられる。

申請案、最短ルート案、現河道沿いルート案の3案について比較すると、現河道沿いルート案は、出島川新橋より上流部における河道の歪み湾曲している区間が解消されず、法線の是正が図られない。また、最短ルート案は、法線の是正は図られるものの、ほ場整備事業により整備された優良な農地を通過することから、多数の優良な農地が潰地となり、地域住民に与える影響が大きくなる。

一方、申請案は、法線の是正を図りつつ、起業地上流部において現河川敷を利用するため、ほ場整備事業により整備された優良な農地の潰地が最短ルート案より少なくなり、地域住民に与える影響が小さくなる。

以上のように、地域社会への影響、技術的観点から総合的に比較すると、本件事業の手法は最も合理的であると認められる。

#### （4）比較衡量

（1）で述べた得られる公共の利益と（2）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### 4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

#### （1）申請事業を早期に施行する必要性

出島川の流域は、大半が平坦な農地であるが、流域中央部は、住居専用地域、商業地域、準工業地域に指定され住宅や事業所が密集しており、小学校、中学校、幼稚園、保育園、郵便局等の主要施設が配置されている。本件区間の対応する現川は、縦断勾配が1/3,700と極めて緩く、河積も狭小で流下能力が小さいため、洪水時には流域各所で氾濫し、道路や住家の浸水、田畑の冠水による被害が発生している。とくに、起業地最上流部付近を通る県道大林那賀川阿南線並びに地区内町道は、大雨洪水警報発令時に小学校の児童及び中学校の生徒が緊急下校する際、非常に危険な状態となる。

このような状態を解消するため、過去の洪水の規模や、被災した場合に予想される被害状況等を踏まえて計画された年超過確率1/30に対応する計画高水流量55m<sup>3</sup>/秒及び45m<sup>3</sup>/秒を安全に流下させるための改修工事を緊急に施工する必要があるものと認められる。

#### （2）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等の規格に基づき必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本体工事により恒久的に設置される施設の範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 収用し又は使用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

1 から 4 までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第 20 条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第 20 条の規定に基づき、事業の認定をするものである。